



第30号

# 営農だより

farming information

6

2019

## 農政topics

### ◇ 2019年度税制改正 個人版事業承継税制

2019年度税制改正大綱で創設が決定した「個人版事業承継税制」の内容が明らかになった。農業者の円滑な経営承継に向けた活用が期待される。これまでの農地を対象とした贈与税・相続税の納税猶予制度に加え、機械や施設などの農業用の減価償却資産を対象に贈与税・相続税の納税猶予が受けられるようになった。後継者が死亡するなどした場合には、猶予税制が免除される仕組みで、2028年末までの時限措置。対象になるのは3年以上青色申告を行っている個人。

(出所：全国農業新聞)

## 一頭一頭、愛情を沢山注いで育てています！



### 生産者紹介

～志木支店管内～  
池ノ内 真人さん

池ノ内さんは今年で14年目になる酪農経営者で普段はご両親と3人で牛のお世話をされています。飼っている牛の数は成牛・子牛合わせて37頭で、1日の搾乳量は約650kgにもなり、熊谷のクーラーステーションに集められ全国のご家庭に届けられています。牛を育てるときに心がけていることは一頭一頭の健康状態を餌の食べ方や残食量、体温などから体調変化に即座に気づき対応することだそうです。酪農をしていて大変なことは生き物を相手にしているので休みがないところとのこと。それでも子牛のころから愛情をもって育てているので愛着が湧き、毎日の牛のお世話にやりがいを感じているそうです。今後も美味しい牛乳を一日でも長く搾乳できるよう大切に育てていきたいとのことでした。

# 営農窓口日誌

先月号では「増税・軽減税率制度が農業者にどのような影響を与えるのか」について取り上げました。  
今回は通信販売や観光農園など様々なケースにおける軽減税率制度について取り上げていきます！

軽減税率制度の対象である飲食料品を通販で購入した場合の配送料は軽減税率制度の対象になるのかなあ…



飲食料品を通信販売する送料は“飲食料品の譲渡”ではないため軽減税率の対象となりません。しかし、“送料込み”の商品で、送料を別途課さない場合にはその飲食料品が軽減税率の対象の飲食料品に該当すれば飲食料品と送料を含めた「送料込みの価格」が軽減税率の対象となります。



- × 飲食料品を通信販売する送料
- 飲食料品と送料を含めた送料込みの商品価格

販売に必要な包装材料・容器・箱代は軽減税率制度の対象になるのかなあ…



商品に傷が付かないための包装材や緩衝材、販売するときのパック容器や瓶容器はその販売に付帯する包装材料等であり、その包装材料等を含めて“飲食料品の譲渡”に該当するため軽減税率制度が適用されます。



- 販売に必要な包装資材・容器・箱代

観光農園で果物狩りサービスを行う場合の入園料は軽減税率制度の対象になるのかなあ…



いちご狩り、梨狩りなどのいわゆる味覚狩りの入園料は“飲食料品の譲渡”ではないため軽減税率制度の対象にはなりません。また、入園料に持ち帰り用の果物代が含まれていても料金を明確に分けていない場合は軽減税率制度の対象となりません。しかし、収穫した果物を観光農園内で販売して、利用者が持ち帰る場合は軽減税率制度が適用されます。



- × 観光農園の入園料

## 第二回消費税増税に関するセミナーのお知らせ

第二回の消費税増税に関するセミナーでは、増税理由やその増税が組合員の皆様にとってのメリット・デメリットについて解説いたします。また、2017年に改正された生産緑地法の改正理由とその内容に関して詳しく説明いたします。

- \*開催日\* 2019年5月30日(木)
- \*時間\* 午後4時～
- \*場所\* JAあさか野 本店 3階 会議室
- \*講師\* ランドマーク税理士法人
- \*内容\* <第一部> 消費税の増税理由とは？  
<第二部> 生産緑地法の改正理由と内容

【お問い合わせ：JAあさか野 本店 048-451-1122】



## ほうれん草種子新品種説明会

- \*開催日\* 2019年6月6日(木)
  - \*時間\* 午前10時～
  - \*場所\* JAあさか野 本店 3階 会議室
  - \*対象者\* JAあさか野管内の生産者 及び 新規就農者 または 就農予定者
  - \*講師\* サカタのタネ・ナント種苗・渡辺農事・住友化学
- 《お申込みはTAC(営農渉外)担当者までお願い致します》  
当日の飛び込み参加も大歓迎です( ^ω^ )



## 第三回農業技術研修会のお知らせ

- \*開催日\* 2019年6月6日(木)
- \*時間\* 午後2時～午後4時30分予定
- \*場所\* JAあさか野 本店 3階 会議室
- \*対象者\* JAあさか野管内の生産者 及び 新規就農者 または 就農予定者
- \*内容\* ①カリフラワーの栽培について(講師：野崎採種場)  
②秋冬大根の栽培について(講師：渡辺農事)  
③アブラナ科の肥料について(講師：朝日工業)



《お申込みはTAC(営農渉外)担当者までお願い致します》  
※通常は午前の開催ですが今回は会場の関係により午後に開催させていただきます

## 2019年度 農業技術研修会 年間予定

回数	開催月	内容(品目)
第三回	6月	カリフラワー・大根
第四回	9月	春大根・春キャベツ
第五回	10月	玉ねぎ・マルチについて
第六回	11月	ねぎ・馬鈴薯
第七回	12月	枝豆・トウモロコシ
第八回	1月	土壌診断・里芋

※詳しい日程については決まり次第営農だよりでお知らせさせていただきます。



## 「令和元年度 農業支援事業助成の実施について」

農業を取り巻く環境はより一層厳しい状況が続くと予想される中、農業生産の拡大・高度化等の重要性を増しております。

当組合は「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とした自己改革に取り組んでおりますが、農業生産の拡大等に取り組む組合員等への支援強化として助成を昨年度に引き続き実施をいたします。

受付開始：令和元年5月13日(月)より

予算額：500万円

※詳しくはTAC営農担当者までご相談ください

事業	助成金の額
<b>&lt;農業施設拡大支援&gt;</b> 農業用ハウス、農産物直売施設、給排水施設、貯蔵施設等の設置	事業費の20%又は30万円のいずれか低い額とする
<b>&lt;農業生産拡大に伴う農業機械等購入支援&gt;</b> 耕うん機、施肥・播種用機械、移植・育苗機械、栽培管理用機械、収穫機械等の購入	事業費の20%又は10万円のいずれか低い額とする
<b>&lt;農業新技術導入支援&gt;</b> 密苗栽培・直播栽培用の播種機、田植機、直播機等害虫防除技術の高濃度炭酸ガス処理装置 光合成促進技術の炭酸ガス発生機等 その他	事業費の20%又は30万円のいずれか低い額とする
<b>&lt;6次産業化支援&gt;</b> 商品の開発費用、機械等購入、加工所整備等	事業費の20%又は30万円のいずれか低い額とする
<b>&lt;GAP取得支援&gt;</b> S-GAP等の取得・実践のための研修費用、改善に要する費用等	事業費の20%又は20万円のいずれか低い額とする
<b>&lt;新規就農者支援&gt;</b> 新規独立就農者の営農に係る費用 *新規就農から3年以内に限る	事業費の20%又は30万円のいずれか低い額とする
<b>&lt;鳥獣被害・自然災害被害防止対策支援&gt;</b> 鳥獣被害防止のための施設（防鳥ネット等）の設置、自然災害被害防止のための施設（防ひょう資材等）の設置	事業費の20%又は10万円のいずれか低い額とする
<b>&lt;庭先販売施設設置支援&gt;</b> 農産物コイン販売機等の設置	事業費の20%又は10万円のいずれか低い額とする
<b>&lt;農業体験農園整備事業&gt;</b> 区画整備、給水・トイレ施設、簡易物置等の農園整備	事業費の20%又は30万円のいずれか低い額とする
<b>&lt;農業労働力支援&gt;</b> 農業生産の拡大による労働力増員への支援 *事業費は雇用した労働者一人に対して1年の間に支払う給与の額とする *対象の労働者は3人を上限とする *助成金の交付は増員した1年目に限る	事業費の10%又は10万円のいずれか低い額とする